

2015年農林業センサス試行調査の概要（案）

2015年農林業センサスの実施に向け試行調査を実施

実施調査：農林業経営体調査

（地方公共団体経由で実施。全国5県×2市町村×4調査区＝40調査区）

① 調査手法に関する検証

目的

複数の調査手法により調査の効率・負担、精度等の比較検証を行うとともに、予算積算に必要な稼働量を把握する

検証内容

○ 調査方法の検証

・調査員の移動手段等の面で訪問が困難である山間地域において、調査の効率化の観点から郵送調査（往復・配布のみ・回収のみ）の導入を検討しており、試行調査から調査票の回収状況、調査員及び市町村職員の労力の違い等について検証を行う。

② 調査内容に関する検証

目的

調査結果の利用状況や行政ニーズを踏まえ変更した調査項目の回答状況の確認

検証内容

○ 調査項目の記入状況等の検証

・調査項目が、調査対象者に分かり易くなっているかどうか、調査票への記入状況を確認し検証を行う。

③ 調査環境の把握

目的

オンライン調査の導入の可能性など、調査効率化に向けた検討のための意向把握

効果的な広報の検討のための意向把握

把握内容

○ 調査の効率化に向けた客体の意向把握

・オンライン調査の導入の可能性を検討するため、インターネットを利用した申告の意向を把握する。

○ 効果的な広報の意向把握

・調査協力の周知等、効果的な方法検討のための客体の意向を把握する。

2015年農林業センサス試行調査の概要（案）

平成24年6月
センサス統計室

1 調査の目的

平成27年に実施を予定している「2015年農林業センサス」（以下「本調査」という。）の計画に当たり、本調査と同様の実施系統である都道府県一市町村を通じ、調査の準備から実査・審査に至る一連のプロセスを試行的に実施し、調査手法、調査労力、調査項目設定の適切さなど、各段階における諸課題を事前に把握し、その改善策を調査設計に反映させることを目的として実施する。

2 調査の根拠

調査は、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項の規定に基づき一般統計調査として実施する。

3 調査期日

平成24年12月1日現在

4 試行調査の概要

(1) 調査の種類

農林業経営体調査

(2) 調査実施日

調査票の配布：11月下旬

調査票の回収：12月上旬

(3) 調査実施市町村

ア 秋田県大仙市及び藤里町

イ 神奈川県藤沢市及び山北町

ウ 福井県福井市及び大野市

エ 島根県松江市及び雲南市

オ 宮崎県宮崎市及び椎葉村

(4) 調査の対象

農林業経営体 約1,000客体

※各市町村4調査区（1調査区当たり約25客体）

(5) 調査の実施系統

農林水産省 ― 県 ― 市町村 ― 統計調査員
農林水産省 ― 県 ― 市町村

(6) 調査方法（詳細は別紙参照）

- ア 調査員が、報告者に対して調査票を配布・回収する自計申告の方法。
- イ 調査員が、報告者に対して調査票を配布、郵送により回収する自計申告の方法。
- ウ 市町村が、報告者に対して調査票を郵送により配布、調査員が回収する自計申告の方法。
- エ 市町村が、報告者に対して調査票を郵送により配布・回収する自計申告の方法。

5 調査事項

(1) 農林業経営体調査票 A

経営体の概要、経営耕地面積、農業用機械、農業労働力、農作業の受委託、農産物の生産・販売、山林及び林業作業、林業労働力、素材生産、林産物の販売、林業作業の受託その他農林業経営体の経営の状況など

(2) 農林業経営体調査票 B

農林業の状況、経営体の概要、経営耕地面積、農業用機械、農業労働力、農作業の受委託、農産物の生産・販売、山林及び林業作業、林業労働力、素材生産、林産物の販売、林業作業の受託その他農林業経営体の経営の状況など

※詳細は別添「農林業経営体調査票 A」及び「農林業経営体調査票 B」を参照。

なお、「農林業経営体調査票 A」及び「農林業経営体調査票 B」は、各市町村 2 調査区ずつに使用する。

6 次期（2015年）農林業センサスに向けた指摘等

(1) 統計委員会答申における指摘

2010年世界農林業センサスの計画についての統計委員会答申（平成21年1月19日付け府統委第6号）では、今後の課題として、①インターネット申告の併用の可能性を検討、②会社形態と家族形態など、形態に応じ、調査事項に差異を設けた調査票の設計を検討、③国勢調査の調査区情報などを活用できるよう検討、するよう指摘されている。

(2) 行政事業レビューにおける指摘

平成22年6月1日に実施された行政事業レビューにおいて、農林業センサスの実施については「不断のコスト削減や調査項目の見直し、OCRの導入、郵送回収等で効率化を図ること。」と指摘されている。

(3) 都道府県・市町村からの意見・要望

2010年世界農林業センサス実施後の都道府県からの主な意見・要望としては、①交通不便地域の調査員の調査方法等の検討、②積雪地域における調査員の安全に配慮した調査方法、調査時期の前倒しの検討、③調査客体候補が多く農林業経営体の少ない都市的地域の効率的な調査方法の検討、④調査項目の見直し等、が挙げられている。

7 試行調査における検証の視点

(1) 実施系統である都道府県・市町村からの意見・要望として、山間地域においては、調査区の範囲が比較的広く、調査員の移動手段の面でも訪問が困難であり、加えて、積雪地域では調査員の安全への配慮の観点からも効率的な調査方法の検討を要望されており、さらに、都市的地域においても客体候補が不在であることが多いことから、同様の検討を要望されているところである。

本試行調査では、以上の要望に加え、農林水産省内の行政事業レビューにおいて、郵送調査化等の効率化により不断のコスト削減を継続するよう指摘されていることを受け、上記の地域における郵送調査導入の可能性について検証を行うこととしている。

具体的には郵送調査で想定される組み合わせに加え、従来の調査員調査による方法を含めた4パターンにより調査を実施し、調査員の実査労力、市町村職員の審査等事務労力を把握し、本調査における導入に向けた検討を行う。

(2) (1)により、調査員及び市町村職員の審査・回収等に係る労力負担が増減することから、各段階における稼働時間等を把握し、適正な調査員手当等の算定のための基礎資料を得る。

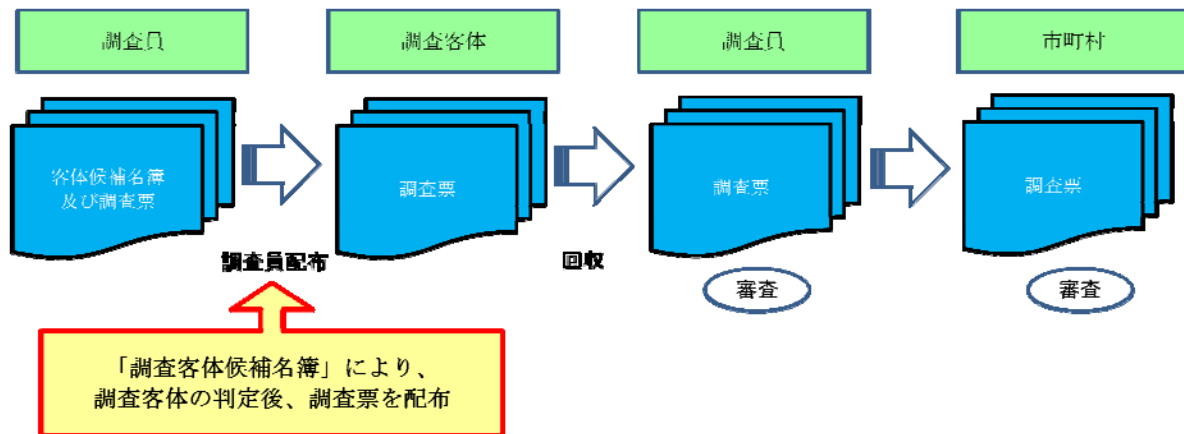
(3) 既存項目や新たな行政ニーズを踏まえ追加した項目において、可能な限り、誤記入等を抑制する調査票により本調査を実施するため、調査票の記入状況を把握し、より適切な調査票とするよう検討を行う。

(4) 加えて、2010年世界農林業センサスの答申における統計委員会からの指摘に対応するため、インターネットを活用した申告等の意向把握を行い、オンライン調査の導入に向けた検討を行う。

2015 年農林業センサス試行調査 調査方法の検証について

1 従来（2010 年）の調査方法

調査員が、調査客体名簿を基に聞き取り（調査客体であるか否かの判定）を行い、調査客体と判定された場合に調査票を配布する。その後、調査員が調査票を回収し、審査後市区町村に提出する。



2 試行調査の調査票について

- (1) 調査票 A・・・従来と同様の調査票。
- (2) 調査票 B・・・郵送により配布を行う場合、従来は、調査員が行っていた調査客体であるか否かの判定ができないため、判定に必要な項目を調査票 Aに加えた調査票（調査客体自身の自計により判定を行う。）。

3 試行調査の調査方法

調査員及び郵送による調査票の配布・回収を組み合わせた、以下の 4 通りの方法により、都市的地域の市町村及び山間地域の市町村において試行調査を行う。

	調査方法	調査票	調査方法		
			客体判定	配布	回収
a 市 (山間地域)	パターン 1	調査票 A	調査員	調査員	調査員
	パターン 2	調査票 A	調査員	調査員	郵送
	パターン 3	調査票 B	客体	郵送	調査員
	パターン 4	調査票 B	客体	郵送	郵送
b 市 (都市的地域)	パターン 1	調査票 A	調査員	調査員	調査員
	パターン 2	調査票 A	調査員	調査員	郵送
	パターン 3	調査票 B	客体	郵送	調査員
	パターン 4	調査票 B	客体	郵送	郵送

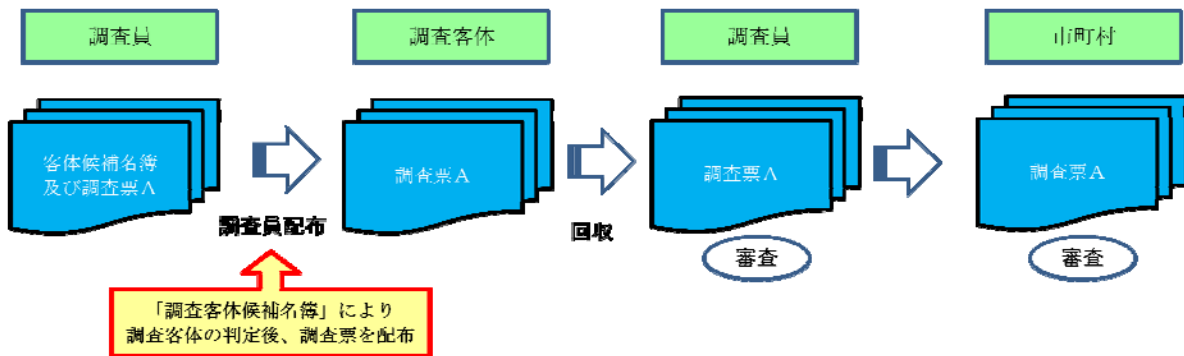
4 各調査方法の流れ

(1) パターン 1

ア 客体判定方法：調査員が聞き取りにより判定

イ 調査票の配布：調査員が配布

ウ 調査票の回収：調査員が回収

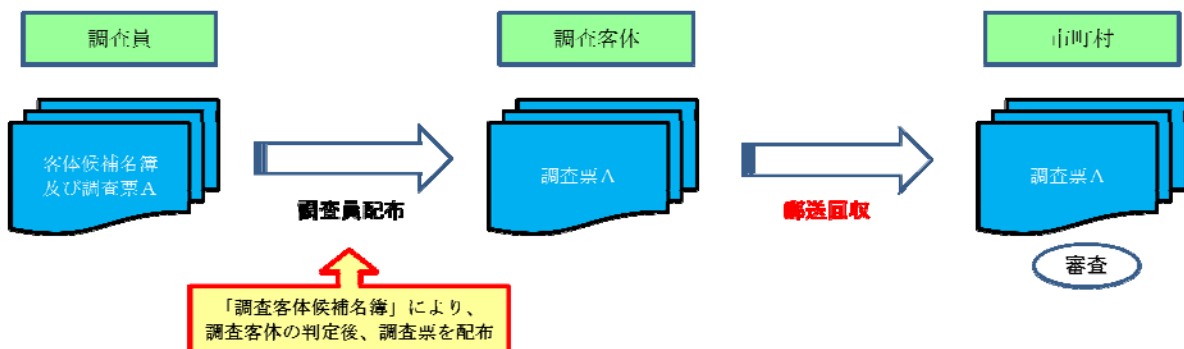


(2) パターン 2

ア 客体判定方法：調査員が聞き取りにより判定

イ 調査票の配布：調査員が調査票を配布

ウ 調査票の回収：調査客体から市町村への郵送により回収

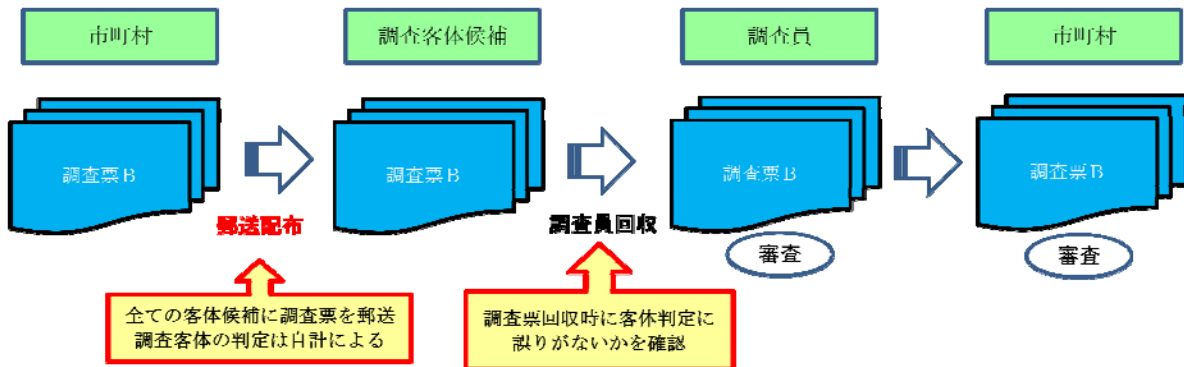


(3) パターン 3

ア 調査票の配布：市町村からの郵送により配布

イ 客体判定方法：調査客体の自計により判定

ウ 調査票の回収：調査員が調査票を回収（回収時に客体判定が適当かを確認）



(4) パターン 4

ア 調査票の配布：市町村からの郵送により配布

イ 客体判定方法：調査客体の自計により判定

ウ 調査票の回収：調査客体候補から市町村への郵送により回収

